

# 野生鳥獣によるリスク

## —農作物被害とクマによる人身被害—

専門職 熊沢 由弘

### 目次

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1. はじめに            | 4. 農作物に被害が発生した場合への備え |
| 2. 野生鳥獣による農作物被害の実態 | 5. クマによる人身被害と出没件数の増加 |
| 3. 野生鳥獣による被害への予防対策 | 6. おわりに              |

## 1. はじめに

農林水産省が公表している『鳥獣被害の現状と対策』には、「鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の被害等ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。」と記載されている（同資料P1掲載の「野生鳥獣による農林水産被害の概要」から抜粋）。地域の農業と環境を守るうえで、また、防災面（土砂災害リスク）からも、鳥獣被害の防止対策を強化することは重要事項といえる。

直近15年間の野生鳥獣による農作物の被害金額の推移をみると、一時期減少に転じ、その後横這いの傾向が続いていたが、最新の公表値である令和6年度実績では増加に転じている（詳細は後節2(1)参照）。また、近年、農作物にも被害を及ぼすクマによる人身被害が増加しており、クマが生息する地域を抱える自治体や出没する可能性のある地域の住民にとっては、極めて深刻な問題となっている。

本稿では、野生鳥獣による農作物被害の実態および予防対策、ならびに農作物に被害を受けた場合への備えとして農業者が加入できる制度について整理する。また、関連情報として、近年増加傾向にあるクマによる人身被害

の概況や被害増加の背景等について整理する。

## 2. 野生鳥獣による農作物被害の実態

### (1) 野生鳥獣による農作物の被害金額の推移と概況

（図表1）に記載のとおり、直近15年間の農作物の被害金額の推移をみると、平成22年度をピークに一時期は200億円を大きく超えていたが、平成25年度以降は漸減傾向となり、平成22年度の被害金額との比較では、一時期3割程度の削減を実現した。

被害金額が減少した背景としては、以下①・②など、被害金額の多くを占めるニホンジカ（エゾシカ・ホンシュウジカ・キュウシュウジカやそれらの亜種をいう。以下、本稿において「シカ」と総称して表記）とイノシシの捕獲対策の強化を中心に、様々な鳥獣対策の取組みの効果が発揮されたことが挙げられる。

① シカとイノシシの急速な個体数増加・分布拡大による農林業や生態系に及ぼす被害拡大に対処するため、平成25年12月に環境省と農林水産省が『抜本的な鳥獣捕獲強化対策』を策定。10年後までにシカとイノシシの個体数半減を目標に掲げ、捕獲活動や捕獲従事者の育成・確保策を強化。

② 前掲①の取組みを促進するため、『改正鳥

『**獣保護管理法**』<sup>1</sup>が平成26年5月に公布・平成27年4月に完全施行。環境大臣が**集中的、かつ、広域的に管理を図る必要があると定める「指定管理鳥獣」にシカとイノシシが指定**され、自治体による積極的な捕獲を推進する環境が整備。

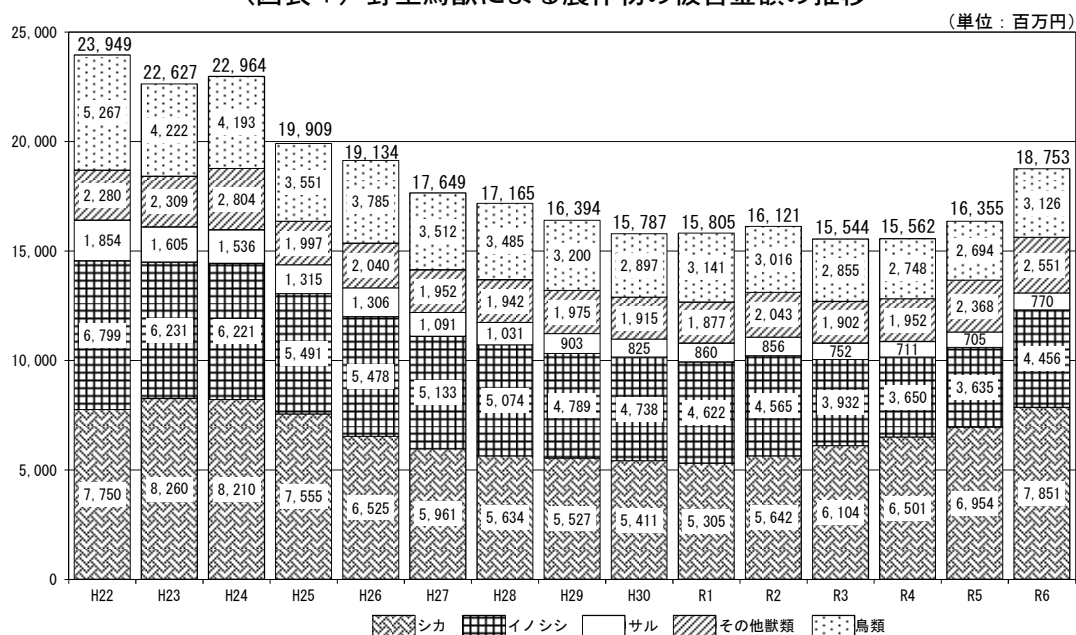
これらの施策により、シカとイノシシの捕獲頭数は、年度による若干の増減はあるものの、現在に至るまで着実に増加し続けている（平成25年度⇒令和6年度の捕獲頭数の推移は、シカ：523,300頭⇒737,700頭、イノシシ：452,900頭⇒643,000頭、ともに約1.4倍増）。しかしながら、平成29年度以降、農作物の被害金額の減少は頭打ちとなり、令和5年度までは概ね横ばいの状況が続いた。この間、作付け延べ面積が減少傾向にあったこと（農林水産省公表の『農地

に関する統計』によると、平成29年度：407.4万ha⇒令和5年度：391.2万haと約4%減少）を考慮すると、実質的に被害程度は若干増加に転じていたともいえる。

また、①・②の捕獲対策の強化等により、減少傾向が続いていたシカとイノシシによる被害金額も、近年は増加に転じており、**令和6年度の農作物の被害金額は18,753百万円と、前年度から2,398百万（14.7%）もの増加**となっている。

なお、令和6年度の被害金額のうち、約1/3（37.1%）は北海道におけるものであるが、46都府県においても満遍なく被害は発生している。野生鳥獣による農作物被害は、程度の差はあるものの全国的な課題といえる。

(図表 1) 野生鳥獣による農作物の被害金額の推移



(出典) 農林水産省HP『農作物被害状況』に掲載の「被害額の推移」の図表を転載し、筆者加工。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai\\_zyoukyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html)

(注) 被害金額の数値は、鳥獣被害防止特措法第13条に規定する調査に基づくものであり、都道府県が市町村からの被害報告を集計し、農林水産省に報告する。市町村は農家に対して被害報告（作物の種類・被害額、被害を及ぼした鳥獣の種類など）を求めるとともに、農業共済組合へ被害状況の照会を行う場合もある。なお、農家から市町村への被害報告は強制ではないので、報告漏れが一定程度想定される。このため、実際の被害程度は公表値よりも若干大きくなる可能性がある。

1 法改正前は『鳥獣保護法』として野生鳥獣の保護施策がとられてきたが、各地でのシカ・イノシシの急増による深刻な被害発生を受けて、『鳥獣保護管理法』に改正され、新たに「鳥獣の管理」（個体数の適正管理）が法の目的となった（法改正内容の概要は以下URL参照）。 <https://www.env.go.jp/nature/choju/law/law1-2/index.html>

**【参考情報①：大規模自然災害による農作物等の被害金額との比較】**

野生鳥獣による農作物の被害金額の規模感をイメージするため、大規模自然災害による農作物等の被害金額の事例を挙げてみる。平成23年3月発生 of 「東日本大震災」による東北・北関東を中心とした農作物と家畜等の被害金額は142億円であった<sup>(補注1)</sup>。また、記憶に残る近年の事例として、九州を中心に被害が発生した「令和6年台風10号」による農作物等(水稻の倒伏・果樹の落果など)の被害金額は約37億円(うち、九州で約34億円)であった<sup>(補注2)</sup>。

自然災害による農作物被害は、短期間のうちに特定区域に集中して発生する。また、農業施設や圃場にも被害が発生し、翌年以降の営農活動にまで甚大な影響を及ぼすことが多い。一方、野生鳥獣による農作物被害は、1年間を通じて全国的に広く分散されて発生し、農業施設や圃場への被害は限定的と考える。このため、比較自体が馴染まない面もあるが、令和6年度の約188億円という野生鳥獣による農作物の被害金額は、1年間の合計値とはいえ、「東日本大震災による被害金額を大きく上回り、令和6年台風10号による被害金額の約5倍に相当する規模」である。野生鳥獣による農作物被害は、毎年度発生しており、農業者に及ぼす影響の程度は極めて大きいといえる。

(補注1) 数値は平成24年7月5日時点(農林水産省調べによる)、原子力災害による被害額は含まれていない(『復興政策10年の振り返り』(復興庁)の第6章に掲載の「図表6-2-1 農林水産関係被害状況」より引用)。  
<https://www.reconstruction.go.jp/31kyoukun/archive/chapter6-verse2.html>

(補注2) 数値は令和7年5月末時点。台風10号は8月29日に強い勢力(960hPa)で鹿児島県に上陸後、遅い速度で勢力を保ったまま九州を横断。猛烈な風(最大瞬間風速:鹿児島県枕崎市で51.5m/s)と線状降水帯等の影響による記録的大雨(6日間で宮崎県えびの市:911.0ミリ、鹿児島県肝属郡錦江町:672.5ミリ、大分県由布市:645.5ミリ)が発生。  
[https://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/attach/pdf/mirusiru\\_2025-42.pdf](https://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/attach/pdf/mirusiru_2025-42.pdf)

(2) 被害を及ぼす主な野生鳥獣と被害の程度  
 主にどのような種類の野生鳥獣が農作物に多くの被害を及ぼしているかを把握するた

め、令和6年度における被害金額の上位7種の野生鳥獣による被害の概況(被害金額・被害面積・被害量)を以下(図表2)に整理する。

(図表2) 農作物の被害金額上位7種の野生鳥獣による被害の概況(令和6年度)

順位	鳥獣の種類	被害金額(百万円)			被害面積(千ha)	被害量(千t)
		令和6年度	(参考)令和5年度	前年度比増減額		
1	シカ	7,851 (41.9%)	6,954 (42.5%)	896 (13.9%増)	35.3 (79.7%)	631.7 (86.4%)
2	イノシシ	4,456 (23.8%)	3,634 (22.2%)	821 (22.6%増)	3.9 (8.8%)	26.3 (3.6%)
3	カラス	1,364 (7.3%)	1,341 (8.2%)	23 (1.7%増)	1.0 (2.3%)	11.3 (1.5%)
4	ヒヨドリ	806 (4.3%)	333 (2.0%)	473 (142.0%増)	0.5 (1.1%)	5.2 (0.7%)
5	サル	770 (4.1%)	705 (4.3%)	66 (9.2%増)	0.5 (1.1%)	3.5 (0.5%)
6	アライグマ	693 (3.7%)	482 (2.9%)	210 (43.8%増)	0.4 (0.9%)	4.5 (0.6%)
7	クマ	519 (2.8%)	738 (4.5%)	▲219 (29.7%減)	0.8 (1.8%)	32.9 (4.5%)
—	その他計	2,294 (12.2%)	2,168 (13.3%)	126 (5.8%増)	1.9 (4.3%)	16.0 (2.2%)
	合計	18,753 (100%)	16,355 (100%)	2,402 (14.7%増)	44.3 <sup>*</sup> (100%)	731.4 <sup>*</sup> (100%)

(出典) 農林水産省公表「別添1 全国の野生鳥獣による農作物被害状況(令和6年度)」(以下URL参照)の掲載内容をもとに筆者作成。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozu/higai/hogai\\_zyoukyou/attach/pdf/index-52.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozu/higai/hogai_zyoukyou/attach/pdf/index-52.pdf) (令和8年5月11日確認)

※ 令和5年度の被害実績との比較では、「被害面積:4.0千ha(10.2%)増、被害量:219.4千t(42.9%)増」となっている。

(注1) 表中掲載の鳥獣の他、農林水産省が区分している鳥獣の種類として、「獣類:ハクビシン、タヌキ、ウサギ、カモシカ、ヌートリア、ネズミ」、「鳥類:カモ、ムクドリ、スズメ、ハト」が挙げられる。

(注2) 各欄の( )内の数値(%)は、少数第二位以下を四捨五入。「前年度比増減額」欄は前年度からの増減率を、それ以外の欄は全体の被害金額・被害面積・被害量に占める割合を記載。

## ① 被害金額の状況等

農業者の営農面に大きな影響を及ぼす農作物の被害金額は、シカとイノシシの2種で全体の約2/3 (65.6%) を占めており、(図表1) に記載のとおり、従来から同様の状況・傾向が確認できる。

シカによる被害金額が最も多く、全体の約4割を占めているが、そのうちの約3/4 (74.2%) は北海道におけるものであり、西日本を中心に40の都府県では、イノシシによる被害金額がシカよりも多い状況にある(北海道はイノシシ・サルによる被害はない)。また、筆者の住む神奈川県では、アライグマによる被害金額が最も多く<sup>2</sup>、被害を及ぼす野生鳥獣の種類と程度は地域により様々である。

なお、令和6年度の全体の被害金額が令和5年度から大きく増加した内訳として、被害

規模の大きいシカとイノシシを中心に、クマ以外の主な野生鳥獣による被害の増加が挙げられる。特にヒヨドリによる被害の増加率(142.0%増)は突出しており、毎年度多くの被害を及ぼすカラスを含め、被害金額の16.7% (図表1) 参照) を占める鳥類への対策も重要となる。ただし、シカ・イノシシ・クマ・サルの4種で被害金額の7割超を占めていることから、国全体としての被害金額を抑制するためには、基本的に山林に生息し、エサを求めて人里・農地に現れる獣類への一体的な対策強化がポイントになる。

## ② 被害金額と被害面積・被害量の関係

野生鳥獣による被害では被害金額が最も注目をされるが、個々の野生鳥獣について被害全体における被害面積と被害量の占有率を確

### 【参考情報②：クマによる農作物被害金額の推移と対策等】

鳥獣害対策の強化が定着した直近10年間(平成27～令和6年度)のクマによる農作物の被害金額の推移をみると、令和4年度までは概ね400百万円前後～400百万円台半ばで推移していたが、令和5年度は738百万円と大幅に増加し、令和6年度は前年度からは減少したものの510百万円と若干多い水準となっている<sup>(補注)</sup>。

被害金額が鳥獣全体の第4位に急増した令和5年度は、ブナなどの堅果類の大凶作によるエサ不足から、秋期に人里に出没するクマが増え、人身被害者数が過去最多(当時)となった年度である。これを契機に令和6年4月には、四国の個体群を除くクマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)が、新たに「**指定管理鳥獣**」(前節2(1)②参照)に指定され、クマに対する従来の保護施策からの大転換となった。令和7年度は、後節5(1)の(図表5)に記載のとおり、クマの出没件数が激増し、人身被害者数も令和5年度を上回ったことから、農作物の被害金額も相当多くなることが予想される。

なお、クマ類は北海道にヒグマ、本州・四国の36都府県にツキノワグマが生息しているが、環境省のレッドリスト掲載の地域もある。生息状況は地域ごとに大きく異なり、クマによる農作物被害の程度は地域差が大きい。

(補注) 農林水産省公表「参考3 野生鳥獣による農作物被害状況の推移」の掲載内容(以下URL参照)による。

なお、確認ができる平成11年度以降において、被害金額が500百万円を超えている他の年度は、平成12年度(1,055百万円)・平成18年度(764百万円)・平成22年度(528百万円)のみであり、平成26年度までは300百万円台の年度が多い。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai\\_zyoukyou/attach/pdf/index-56.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/attach/pdf/index-56.pdf) (令和8年5月11日確認)

2 神奈川県における被害金額の第2位はイノシシ、第3位はシカである。県内でも市街地が多い地区はアライグマによる被害が多く、山の近くや比較的農地が多い地区はイノシシとシカによる被害が多い傾向が確認できる(「令和6年度 神奈川県の野生鳥獣による農作物被害の概況」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)、以下URL参照)。  
[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/15097/r6\\_higai\\_gaikyo.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/15097/r6_higai_gaikyo.pdf)

認すると、被害金額とは異なる傾向を示している。

シカは被害金額（41.9％）に対して、被害面積（79.7％）・被害量（86.4％）の占有率が突出して多い。一方、イノシシは被害金額（23.8％）に対して、被害面積（8.8％）・被害量（3.6％）の占有率は限定的であり、シカとは全く傾向が異なる（サル・アライグマ・鳥類もイノシシとほぼ同様の傾向）。クマは独自の傾向であり、被害金額（2.8％）・被害面積（1.8％）に対して、被害量（4.5％）の占有率が多い。クマによる被害金額はイノシシの1割強程度にすぎないが、被害量はイノシシより多く（シカに次いで第2位）、目に見える被害程度としては、被害金額以上にインパクトがあるといえる。

これらの傾向の相違は、野生鳥獣が被害を及ぼす主な農作物の種類等が、野生鳥獣ごとに異なることが影響をしていると考える（後項(3)参照）。

### (3) 野生鳥獣による被害を受けている主な農作物

主にどのような農作物に被害が発生しているかを把握するため、令和6年度実績における野生鳥獣全体および大型獣（シカ・イノシシ・クマ）ごとの、被害金額・被害面積・被害量が大きい農作物の上位5種について、（図表3）に整理する。

野生鳥獣全体の被害金額では、「イネ」・「野菜」・「果樹」が多く、それぞれが2割超を占めている。被害面積・被害量では、「飼料作物」（家畜用のとうもろこし・大豆、青刈作物、牧草など）が突出して多い。

大型獣ごとにみると、シカは比較的単価の安い飼料作物の被害が多く、イノシシは比較的単価の高いイネ・果樹などの被害が多い。この被害実態は、前項(2)②に記載の傾向と関連している。

クマについては、令和7年の人里・農地に

（図表3）野生鳥獣全体と大型獣による被害程度が大きい作物の上位5種（令和6年度）

獣	被害項目	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体	金額	イネ (24.1%)	野菜 (23.4%)	果樹 (21.2%)	飼料作物 (15.9%)	いも類 (5.5%)
	面積	飼料作物 (66.9%)	イネ (9.4%)	野菜 (5.4%)	果樹 (5.3%)	ムギ類 (3.8%)
	量	飼料作物 (80.3%)	工芸作物 (5.5%)	野菜 (4.8%)	イネ (2.7%)	いも類 (2.4%)
シカ	金額	飼料作物 (32.6%)	イネ (21.0%)	野菜 (17.1%)	果樹 (6.7%)	いも類 (6.4%)
	面積	飼料作物 (81.1%)	イネ (3.9%)	ムギ類 (3.4%)	マメ類 (3.1%)	野菜 (2.2%)
	量	飼料作物 (86.7%)	工芸作物 (4.6%)	野菜 (2.7%)	いも類 (2.1%)	ムギ類 (1.2%)
イノシシ	金額	イネ (53.6%)	果樹 (21.9%)	野菜 (11.5%)	いも類 (7.1%)	飼料作物 (2.5%)
	面積	イネ (59.9%)	果樹 (13.5%)	野菜 (8.3%)	飼料作物 (5.9%)	いも類 (4.3%)
	量	イネ (39.6%)	飼料作物 (25.1%)	果樹 (13.2%)	野菜 (9.9%)	いも類 (7.4%)
クマ	金額	飼料作物 (41.6%)	野菜 (21.0%)	果樹 (17.3%)	工芸作物 (7.7%)	ムギ類 (4.1%)
	面積	飼料作物 (62.3%)	野菜 (10.8%)	果樹 (7.7%)	ムギ類 (7.1%)	工芸作物 (6.6%)
	量	飼料作物 (73.4%)	工芸作物 (17.9%)	野菜 (4.2%)	いも類 (2.3%)	ムギ類 (1.0%)

（出典）農林水産省公表「参考1 野生鳥獣による農作物被害状況（令和6年度）」の掲載内容（以下URL参照）をもとに筆者作成。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai\\_zyoukyou/attach/pdf/index-54.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/attach/pdf/index-54.pdf)（令和8年5月11日確認）

（注1）農林水産省による作物の区分は「イネ、ムギ類、マメ類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物、その他」である。全体・シカ・クマの被害量において第2位の「工芸作物」とは、比較的長期にわたる加工や製造工程を経て製品に至る農作物であり、綿花・サトウキビ・茶・タバコ・油用の菜種などが該当する。

（注2）各作物の（ ）内の数値（％）は、各被害項目における全体の数値に占める割合（少数第二位以下を四捨五入）を記載。元となる全体の数値は、（図表2）の各被害項目の「合計」欄を参照。

出没した際の報道内容（収穫期を迎えた果樹園での被害や住宅敷地内の柿の実への執着など）から、果樹への被害が多いイメージがあると思われるが、シカと同様に飼料作物の被害が最も多い。なお、イネへの被害は、シカやイノシシとは異なり、いずれの被害項目でも上位5作物に入ってはならず、被害程度は限定的である（クマにおけるイネの被害の占有率は、被害金額：3.7%・被害面積：2.0%・被害量：0.3%）。

なお、野生鳥獣による農作物被害の多くは食害であるが、大型獣による「踏み荒らし」による農作物の生育不良や出荷不能（傷などが付いて売り物にならない）などの被害もある。

### 3. 野生鳥獣による被害への予防対策

野生鳥獣による農作物を含めた様々な被害を抑制するためには、予防対策の3本柱である「**個体管理**」（農地周辺等での鳥獣の捕獲）、「**侵入防止対策**」（侵入防止柵の設置・管理、追い払い）、「**生息環境管理**」（緩衝帯の整備、農作物残さ等の管理、放任果樹の伐採）を基本に、**地域ぐるみで徹底して取り組むことが重要**である。以下に予防対策の3本柱に取り組む際の、国・自治体の役割等の概要を記載する。

#### (1) 国・自治体による取組み等

農作物被害に加え、農林水産業従事者の人身被害や生活環境等に関する被害への予防対策は、『**鳥獣被害防止特措法**』（平成20年2月施行）により、農林水産大臣が環境大臣との協議を踏まえて作成する「被害防止施策の基本方針」に則して、市町村が都道府県との協議を経て作成する「被害防止計画」に基づいて

実施されるのが通例である。被害防止計画は、令和7年4月末時点で1,525（87.6%）の市町村が作成済である。

市町村は、被害防止計画に基づく実践的被害防止活動を担う「**鳥獣被害対策実施隊**」（後項(2)参照。以下、「実施隊」と表記）を設置することができる。令和7年4月末時点で1,266（72.7%）の市町村が設置済である。また、被害防止計画の作成・変更の協議や計画実施に係る連絡調整を行うため、市町村は必要に応じて、単独または近隣の市町村と共同で「**協議会**」（市町村のほか、**農林漁業団体**、被害防止施策実施に携わる者、地域住民、学識経験者などで構成）を組織している。

このように被害予防対策の実践は、地域内の野生鳥獣の生息状況や被害状況を把握している市町村が中心となり、都道府県と連携して取り組んでいる。多くの市町村が被害防止計画を作成し、実施隊を設置している現況からも、野生鳥獣による被害が全国の至る地域で発生していることが推察できる。

国は自治体による予防対策を支援するため、対策の専門家の自治体への派遣や、駆除等の経費<sup>3</sup>・広報費・調査研究費などを対象に各種交付金を措置している。また、国は捕獲した有害鳥獣の有効活用につなげるため、ジビエ利用を促進する取組みを強化している（ジビエに適した捕獲の推進、処理加工施設の整備、衛生管理に関するガイドライン策定、国産ジビエ認証制度の制定など）。地域によっては、ジビエ利用が新たな特産品となり、地域経済の活性化に資するケースも出てきている。

3 例えば『鳥獣被害防止総合対策交付金』の支援対象となる駆除等の経費には、「柵（防護柵、電気柵等）、罟・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費。捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費。捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費。猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分。鳥獣被害対策実施隊の活動経費等。」が含まれる。

なお、市町村によっては独自財源に基づき、大型獣の捕獲・駆除を行った際に支払う奨励金を、国の補助金に加算する等の対応を行うことで、地域内での予防対策の強化・促進に取り組んでいるケースも見られる。

## (2) 鳥獣被害対策実施隊の現状と取組み等

地域における実践的被害防止活動を担う実施隊の隊員は「市町村長が指名する市町村職員」と「市町村長が任命する者（非常勤で被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者から任命）」で構成される。令和7年4月末時点の隊員数は42,950名であり、内訳は「市町村職員：6,450名（15.0%）、農林漁業者・団体職員：13,028名（30.3%）、その他：23,472名（54.6%）」となっている。相当数の農家組合員およびJA職員が隊員に任命されているものと推察する。

実施隊の活動内容は、捕獲活動、防護柵の設置、その他被害防止計画に基づく施策（緩衝帯の設置、追い払い、農業者への指導・助言など）の実施である。主として捕獲に従事する隊員（対象鳥獣捕獲員）は狩猟免許所持者であるが、近年は免許所持者の高齢化が進み（免許取得者のうち60歳以上の割合は昭和55年：9%⇒令和3年：56%に増加）、特に銃猟を行うことができる免許所持者が激減している（昭和55年：55.7万人⇒令和6年：8.2万人）。このため、都道府県と市町村は連携して人材育成の強化に取り組んでいる。

また、人材不足を踏まえ、近年は予防対策を効率化できる「スマート鳥獣害対策」の利用が推進されている（例：わな監視システム・捕獲確認アプリの活用による見回りの省力化、ドローン活用による早期・省力的な追い払い、SNSによる地域の組織・住民との情報連携・共有、電気柵監視システム活用による対策状況の効果的・効率的な把握・点検など）。令和7年4月末時点で685市町村が取

り組み、227市町村が今後取り組む意向である。

なお、実施隊の設置にあたり、市町村は隊員の報酬や民間隊員への公務災害補償措置を条例で定める等の対応が必要となる。隊員に対しては、狩猟免許等登録者の狩猟税が免除される等の措置も適用される。また、実施隊としての取組みは、捕獲活動を中心に様々なりリスクを伴うことから、市町村等によっては「鳥獣被害対策総合補償制度」<sup>4</sup>への加入を通じて実施隊の活動を支えている。

## (3) 地域住民・JA等による取組み

前項(1)・(2)に記載のとおり、野生鳥獣被害の予防対策は、自治体主導のもと、実施隊を中心に組み込まれているが、隊員数の確保が容易ではない地域などでは、隊員以外の地域住民による取組み（例：実施隊によるわなの設置・修理の補助、わなの見回りなどによる実施隊の支援など）も重要となる。

また、過疎化・高齢化が進み、予防対策に関与できる地域住民に限られる地域では、「予防対策が不十分⇒鳥獣被害が増加⇒離農・耕作放棄地が増加⇒鳥獣被害がさらに増加」といった悪循環が懸念されており、関係人口などの外部人材の活用や地域の企業・団体による支援が期待されている。令和8年2月12日・26日に開催された「第13回全国鳥獣被害対策サミット」においては、外部人材等を活用し、地域内の人の活動量を増やすことによる地域活性化の取組み等を通じて、鳥獣被害対策においても効果を発揮している自治体等の優良取組事例が紹介されている<sup>5</sup>。

4 東京海上日動火災社が加入対象者（都道府県、市町村、協議会、県猟友会、猟友会支部等の団体）に提供している保険である。隊員のケガなどを保障する自損リスク（傷害・総合生活保険）と活動に伴って第三者に及ぼした損害を補償する他損リスク（第三者賠償・施設賠償責任保険）を組み合わせた補償内容で構成されている（詳細は以下URL参照）。市町村等が負担する保険料の一部は、交付金の対象となる。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15-R060509/ref03.pdf>

5 「第13回全国鳥獣被害対策サミット」の内容や当日の講演者の説明内容等については、以下URL参照。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyuu\\_zirei/hyousyuu/r7\\_samitto.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyuu_zirei/hyousyuu/r7_samitto.html)

なお、藤田（2020）<sup>6</sup>によると、JAが積極的に獣害（主にイノシシ）対策に取り組む事例が確認できる。具体的な取組内容として、JAによる「営農指導員のわな猟免許取得費用の負担」、「組合員負担の防護柵・電気柵・わな等の対策資材購入費用の一部助成（公的補助に上乘せ）」、「JA保有の箱わなの捕獲者への無料貸与」、「農家組合員向けの研修会開催」、「獣害に遭いにくい作物の栽培促進（苗木購入費用の一部助成）」、「県・市町村や猟友会との連携強化（JAが協議会に参画、事務局機能を担当）」等が挙げられている。これらの取組みは、費用や体制面でJAの負担にはなるが、農家組合員の営農と地域農業を守ることにつながる有意義な取組みである。

#### 4. 農作物に被害が発生した場合への備え

前節3の予防対策により、野生鳥獣による農作物被害の抑制が期待される一方で、令和6年度には被害金額が増加に転じているように、被害の抑制は容易なことではない。そのため、農業者が安定的に営農を続けていくうえで、野生鳥獣により大きな被害を受けた場合への「備え」が必要になる。有効な手段・方法としては、『農業保険法』に基づく任意加入制度である、「農業経営収入保険」（以下、「収入保険」と表記）または「農業共済」への加入が挙げられる。両制度の概要を次ページ掲載の（図表4）に整理する。

両制度の主な特徴・相違点として、「収入保険：原則としてすべての農産物を補償対象に一括加入ができる。広範囲のリスクに備え

ることができる。青色申告を行っている農業者のみが加入できる。」、「農業共済：品目別に加入する必要がある。収入保険と比較すると補償対象となる農産物とリスクは限定される。基本的にすべての農業者が加入できる。」ことが挙げられる。両制度は、減少した収入や農産物の被害のすべて（全額）を補償するものではないが、安定的に営農を続けるうえで必要な水準の補償を確保することができる（図表4）の④参照）。

なお、両制度は多発傾向にある自然災害による減収または被害を補償するため、保険金・共済金の支払件数・金額は多くなりがちである（図表4）の③・⑨参照）。支払件数・金額の実態は、両制度が十分に機能している証左といえるが、保険料・共済掛金は相当程度高水準（高額）とせざるを得なくなる。このため、国は加入者に対して保険料・共済掛金に対する手厚い補助を行い、農業者が加入しやすい環境を整えている。

このように安定的な営農活動を行ううえで、両制度は有効な「備え」となるが、加入資格を満たさず、他の公的支援制度の適用等がない場合や、自給的農家<sup>7</sup>で販売金額が少額である等を理由に加入しない場合には、農作物に被害を受けたことを契機に、離農につながりやすくなることが懸念される。

6 本稿においては、『地域における獣害対策と農協の役割』（藤田研二郎）（農林金融2020年6月号 農林中金総合研究所編集、農林中央金庫発行）pp.22-35（以下URL参照）より抜粋・引用し、文言を筆者加工。獣害対策を行う「JA伊豆太陽（当時。現在はJAふじ伊豆）、JAあいち豊田、JAかながわ西湘」の取組事例が掲載されている。

<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2006re2.pdf>

7 経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が15万円以上の農家のうち、「経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家」をいう。2025年農林業センサス報告書（以下URL参照）によると、総農家139.4万戸のうち60.1万戸（43.1%）が自給的農家に該当する。 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/07.html>

(図表4) 「収入保険」と「農業共済」の制度概要等の比較

農業共済は、主に「収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）」、「家畜共済」、「園芸施設共済」に区分される。当図表では鳥獣による農作物被害のリスクを考慮し、「収穫共済」について記載している。

制度	収入保険	農業共済(収穫共済)
①加入資格	青色申告を行っている農業者。	各共済種類の対象品目 <sup>*1</sup> を生産する農業者。
②補償対象となる農産物・収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての農産物（簡易な加工品を含む。肉用牛肥育経営安定交付金等の対象物は含まれない）。</li> <li>保険金算出の基礎となる「基準収入」は、過去の平均収入を基本に、保険期間中に見込まれる農業収入金額を考慮して算出・設定。</li> </ul>	共済種類ごとに対象となる農産物を設定 <sup>*1</sup> （客観的な収穫量・被害状況の把握が技術的・事務的に可能な品目が対象となる。年に作付を数回行う葉物野菜等は含まれない）。
③保険金・共済金の支払事由	自然災害・鳥獣害など農業者の経営努力では避けられない事由（例：市場価格低下、災害原因による作付不能、ケガ・病気による収穫作業中止、取引先倒産、農産物の盗難・運搬中事故、輸出時の為替変動による大幅な差損など）により、収入が減少した場合の減収分の一部を補償。	<b>【農作物共済の場合】</b> 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、地震・噴火などの気象上の原因）、火災、病虫害および鳥獣害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合の、減収量に相当する金額の一部を補償。
④補償方式、保険金・共済金の算出方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入時に補てん方式を選択したうえで、補償限度額と支払率を複数パターンから選択。</li> <li>【最大補償の場合】保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）の保険金を支払う<sup>*2</sup>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入時に支払基準と損害評価方法の異なる複数の引受方式から選択<sup>*3</sup>。</li> <li>「補償対象とする減収量（品目・方式により異なり、9～5割の範囲内で農業者が選択）×補償単価（契約時に農業者が選択）」により算出。</li> </ul>
⑤契約加入先	加入申請等の窓口業務は各地域の農業共済組合が担当。保険契約はNOSAI全国連と締結。	各地域の農業共済組合が実施主体となり、管内の組合員（農業者）と共済契約を締結。
⑥保険・共済期間	1年間（個人：1～12月、法人：事業年度）	1年間
⑦保険料・共済掛金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者は、「ア. 保険料（危険段階別に設定。保険金受取実績に応じて、適用保険料率は毎年変動）」、「イ. 積立金（加入者自身に帰属。支払に使われない限り、翌年に持ち越し）」、および「ウ. 付加保険料（事務費）（加入期間と補償金額に応じて算出）」を負担。</li> <li>アは50%を、イは75%を、ウは50%以内を、国庫補助<sup>*4</sup>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が基準となる掛金率を農業共済組合ごとに設定（品目・引受方式等ごとに、過去一定年間の被害発生状況等を踏まえ、中長期的に収支が均衡する水準）。</li> <li>各農業共済組合は、国が設定した掛金率を基礎に、農業者ごとの被害発生状況に応じて、危険段階別に共済掛金率を設定。</li> <li>原則として共済掛金の50%を国庫補助。</li> </ul>
⑧加入状況・加入率等	加入経営体数は103,441（個人：92,829、法人：10,612）、青色申告を行っている農業経営体の29.8%が加入（令和8年1月末時点）。（平成31年1月の制度開始以降、堅調に実績伸長）	加入率（（ ）内は収入保険の加入実績を併せた加入率）は、「農作物共済：水稲50%（81%）・麦60%（96%）、畑作物共済：50%（70%）、果樹共済：10%（28%）」（令和6年度実績） <sup>*5</sup> 。
⑨保険金・共済金の支払状況	多くの年度で加入経営体数の3～5割が保険金支払対象（例：令和4年の支払対象経営体数は31,025(39.3%)、支払金額は約582億円。令和5～6年の支払対象は若干減少）。	ここ数年の共済事業全体の共済金支払額は900億円程度で推移（冷害時等には数千億円（例：平成5年度は約5,500億円）に及ぶ）。

(出典) 農林水産省HP『農業保険（収入保険・農業共済）』（以下URL参照）に掲載されている内容を参考に筆者作成。図表中の記載内容は概要・要旨にとどまっております。制度の詳細を把握・理解したい場合は同URLから参照いただきたい。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>

(注) 国費の二重助成回避とともに、農業者が経営実態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、「収入保険」と「所定の農業共済やナラン対策・野菜価格安定制度などの類似制度」のどちらかを選択して加入することが基本となる（一部例外あり）。

※1 「収穫共済」における対象品目として、農作物共済では「水稲、陸稲、麦」が、畑作物共済では「てん菜、大豆、ばれいしょ、たまねぎ、さとうきび、小豆、そば、いんげん、かぼちゃ、スイートコーン、茶、ホップ、蚕繭」が該当する。

- ※2 保険金支払いの具体例を挙げると、「基準収入が1,000万円で、最大補償の条件（補償限度90%・支払率90%）で加入し、保険期間の収入が700万円に減少した場合は、補償限度額900万円（90%）を下回る額は200万円となる」ので、支払保険金は、「200万円×支払率（90%）＝180万円」となる。なお、収入保険では補償の下限（基準収入の7割、6割または5割）を選択することで、下限を下回る減収分を補償（保険金支払）対象外とし、より低廉な保険料で加入できる方式もある。
- ※3 収穫共済の引受方式には「①全相殺方式」、「②半相殺方式」、「③地域インデックス方式」、「④災害収入共済方式」があり、品目ごとに選択できる引受方式には制限がある（以下URLより「各共済事業」の「○農作物共済」を参照）。  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>
- ※4 地域によっては、国の補助に加え、都道府県や市町村による保険料等への補助が適用される（令和5年度は、10都県・374市町村が補助を実施。以下URL参照）。  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/attach/pdf/syousai-16.pdf>
- ※5 水稲・麦は、収入保険の制度開始前の平成30年産まで、農作物共済への加入が義務付けられていたため加入率が高い。果樹共済の加入率が低い要因は、病虫害や凍霜害等の被害を受けやすいため掛金率が高いこと、農業者によっては出荷時期の異なる複数品種の栽培や防災施設を用いることでリスク回避を行っていること、などである。

### 【参考情報③：農業共済を補完する兵庫県独自の『野生動物被害補償制度』】

獣害による農作物被害への備えとして、農業共済を補完する独自制度である。制度加入の申込みは兵庫県農業共済組合が対応し<sup>(補注)</sup>、JAグループ兵庫が財源面で支援を行っている。制度のポイントは以下ア～ウのとおり。

- ア. **加入対象者**：水稲を対象品目とする農作物共済に、「半相殺方式8割補償一筆半損特約付」の条件（被害耕地ごとの減収量のうち、基準収穫量の2割を超える部分を補償対象）で、農会または集落単位で一括加入している農業者。
- イ. **補償内容**：「水稲の移植または播種期から適期の刈り取り時期までの間に、獣害による被害耕地ごとの減収量が、基準収穫量の1割を超える場合」に、「1割を超過し、2割以下の減収量に相当する被害」について、補償金を支払う（農作物共済では補償対象外となる2割の減収量分のうち、最大で1割相当分（半額）を補償）。
- ウ. **補償金の支払財源**：加入面積1aあたりにつき「加入する農業者の負担金：10円、兵庫県の補助金：20円、JAグループ兵庫の支援金：10円」の計40円で賄う。支払財源に不足が生じた場合は、補償金の一部を削減し、支払財源に残金が生じた場合は、加入者には負担金に応じた残金を還付する。

（補注）野生動物被害補償制度のリーフレット、加入申込書、約款については、兵庫県農業共済組合のHPに掲載（以下URL参照）。  
<https://www.nosai-hyogo.or.jp/i5/>（令和8年5月11日確認）

## 5. クマによる人身被害と出没件数の増加

近年、東北地方を中心に、クマが山林内だけでなく、人里・農地や市街地にまで出没することが増え、人身被害の件数も増加傾向にある。こうした動きは、農作物の被害増加や営農活動への影響に加え、地域の営みにも影響を及ぼしている。クマによる人身被害は、生命に関わる重篤な被害につながる可能性が高いことから、野生鳥獣のなかでもクマ対策の重要度・緊急度は特に高いといえる。

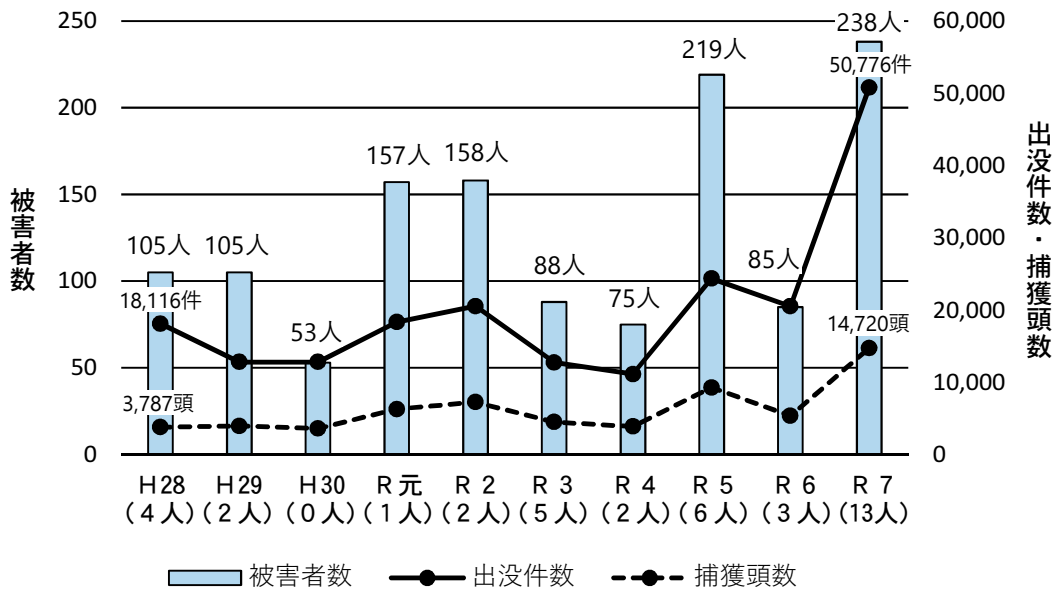
クマは出没情報（自治体により注意報・警報）が発信されただけで、地域住民の日常生活（通

勤・通学・通院・買い物等の外出や敷地内での家事など）はもとより、企業・団体の事業活動にも影響を及ぼす（店舗・施設の営業自粛、顧客・従業員の安全確保措置としての設備・備品等の購入や業務内容の見直しなど。JAでも組合員訪問活動を中心に支障が出るものと推察）。農業者は、屋外での農作業を自粛せざるを得なくなるなど、クマによる直接的な農作物被害が発生しなくても、営農面で大きな影響を受ける可能性がある。

5節では、環境省の公表情報等をもとに、クマによる人身被害と出没件数の状況や増加の背景等について整理する<sup>8</sup>。

8 環境省HP『クマに関する各種情報・取組』（以下URL参照）には、クマの出没情報・許可捕獲数・人身被害件数などやクマ被害への対策に関する各種情報が掲載されている。詳細なデータ・内容については、これらの掲載情報を確認いただきたい。  
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

(図表5) クマによる人身被害者数と出没件数・捕獲頭数の推移



各年度の( )内の数値は「死亡者数」

(出典) 環境省HP『クマに関する各種情報・取組』(脚注8参照)に掲載の「クマ類による人身被害について[速報値]」、「クマ類の出没情報について[速報値](直近5カ年)」および『クマ類の出没対応マニュアル(改定版)』の「資料編」をもとに筆者作成。

(注1) 「出没件数」には、北海道は未公表のため含まれない。

(注2) クマ以外の獣類では、イノシシによる人身被害も多く発生しているが、令和3~7年度の被害者数(死亡者数)は、年度順に「55(1)人、85(1)人、65(0)人、94(0)人、42(0)人」となっており、クマと比較すると死亡者数は限定的である。 <https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/inoshishi.pdf> (令和8年6月5日確認)

## (1) クマによる人身被害

### ① 年度ごとの人身被害者数の推移

クマによる直近10年(平成28~令和7年度)の人身被害者数・死亡者数と出没件数・捕獲頭数の推移は、(図表5)に記載のとおりである。年度ごとに増減はあるものの、全体としては増加傾向にあるといえ、なかでも令和5年度・7年度の被害者数(219人・238人)と令和7年度の死亡者数(13人)・出没件数(50,776件)は突出して多くなっている。このため、後項(3)に記載のとおり、国による緊急対策が強化されている。

### ② 人身被害の傾向等

直近5年(令和3~7年度)の月ごとの人身被害は、冬眠明けの4月から発生し始め、5

月以降に増加しているが、その後の推移は年度により傾向が異なる。被害者数が特に多かった令和5年度と7年度は、秋期の被害者数が多い(特に9月以降に増加し、10月をピークに11月も多く発生)が、それ以外の3つの年度では、夏期から秋期にかけての被害者数は概ね減少している。同期間における月ごとの出没状況を確認すると、令和5年度と7年度は、10~11月(冬眠前の栄養を蓄えるために大量のエサを必要とする時期)が突出して多いが、それ以外の3つの年度では、6~7月(繁殖期のためクマが相手を求め、通常の生息域を超えて広範囲を移動する時期)が最も多く、8月以降は漸減傾向が続き、10~11月の出没件数も限定的である。

また、クマによる人身被害の発生場所・状況については、令和2年度以前の実績(平成18

～令和2年度)になるが、大多数の年度で最も多いケースは、「クマの生息域である山林での山菜・キノコ採りなどの際の被害」である。ただし、被害者数が多い年度に着目すると、「農地・住宅地・市街地など人の生活圏内での被害」が多く、令和2年度には山林での被害件数を上回る事となった。

被害者数が当時の過去最多となった令和5年度は、4～6月は山林での、7月以降は山林以外(人家周辺・農地・市街地・道路・河川敷

など)での被害が多く発生している。特に9月以降はその傾向が顕著となり、9～12月の人身被害の発生場所は、約3～6割が人家周辺であった。

なお、「狩猟中における被害」(クマの捕獲・出没対応中、シカ・イノシシ用のわなでのクマの錯誤捕獲など)は、毎年度発生しており、クマを含めた大型獣の捕獲活動には危険を伴うことが確認できる。

#### 【参考情報④：クマによる人身被害に対する秋田県の見舞金制度】

クマによる人身被害者数が多い秋田県(令和7年度は全国最多の67人)では、令和6年4月以降、「野生鳥獣による人身被害見舞金給付事業」<sup>(補注)</sup>として、ツキノワグマ(令和7年4月からイノシシも対象に追加)により、県内の森林地域外(＝農地・市街地)において、人身被害に遭った秋田県民を対象に、県独自の見舞金を給付している。

主な給付要件は「獣による突発的で予知できない直接的な打撃・かみつぎによる事故(30日以上の治療を要する)」、給付内容は「1件につき、人身被害：10万円、重度被害：20万円、死亡：30万円」である。

県独自の見舞金制度創設の背景には、県・市町村として、でき得る限りの予防対策に取り組んではいるものの、クマの行動変化などもあり、被害を完全に抑止することは難しい実態があると考えられる。

(補注) 詳細は「野生鳥獣による人身被害見舞金給付事業について」(秋田県自然保護課)を参照。

## (2) 人身被害・出没件数が増加している背景等

クマの人里・農地への出没等による人身被害増加の背景には、様々な要因が指摘されている。地域ごとに複数の要因が影響を及ぼしていると推察するが、以下①～③による影響が大きいと考える。

### ① クマの個体数増加による分布域の拡大

現在の推定個体数は、「ヒグマ：11,600頭、ツキノワグマ：46,193頭(4ブロックの合計値)」(推定個体数のデータがある都道府県の最新の推定中央値の合計)<sup>9</sup>とされており、全国的には増加している。個体数の増加により、クマの分

布域も拡大している(平成30年度実施の中大型哺乳類分布調査では、四国を除き全国的に分布拡大を確認。平成30年度以降も都道府県作成の第一種保護計画・第二種管理計画の内容から、継続して分布域の拡大傾向を確認)。特に標高の低い地域での分布拡大は、人の日常生活圏の近くにクマが棲み付くこととなるため、人里・農地に出没しやすくなり、山林内を含めて人との接触機会の増加につながる。

個体数増加の要因としては、過去の保護・管理施策(令和5年度までは個体群の回復・保護に重点が置かれていた)に加え、温暖化による環境変化の影響(越冬できる個体数の増加、ブナ類

9 『クマ被害対策ロードマップ』(令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定)(以下URL参照)のP3の掲載内容の数値を引用し、加工。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai\\_taisaku/pdf/kuma\\_roadmap.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai_taisaku/pdf/kuma_roadmap.pdf)

の豊作年周期の短期化による出産数増加など）が指摘されている。

なお、クマの分布域拡大と関連して、近年、県庁所在地を含めた市街地の中心部にまでクマが侵入するケースが増加している。侵入ルートとして、山林から市街地に連続的にのびる緑地（クマが身を隠せる河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）が利用されていることから、自治体を中心とした緑地の環境整備の取組み（樹木伐採、下草の定期的刈り払い等）が強化されている。

## ② 山林でのエサ不足

本来の生息域である山林内で十分なエサを確保できない個体（成獣よりも力の劣る若年齢のクマ、オスの成獣との遭遇を回避したい子育て中の母仔グマ、母グマとはぐれた仔グマなど）を中心に、エサを求めて農地のある人里やその近辺に現れることにより、人との接触機会の増加につながる。

山林における恒常的エサ不足の原因としては、シカの個体数増加により食害が拡大し、クマのエサとなる植物類がシカに食べ尽くされたり、生育不良となることが指摘されている。地域によっては、前項①のクマの個体数増加によるエサ不足への影響も考えられる。

また、秋期におけるクマの人里・農地への出没増加については、主食の一つであるブナなどの堅果類の凶作との関連が指摘されている。この点は、多くの地域でブナ類が凶作であった令和5年度と7年度の被害者数・出没件数が多かった結果（図表5）参照）と合致している。

エサ不足を原因とするクマの出没を減らすためには、クマとシカの適正な個体数管理に加え、本来の生息域である山林において、クマのエサとなる草木を増やすなどの環境改善につながる長期的な取組みが必要になる。

## ③ 中山間地域の環境変化による活動範囲の拡大

中山間地域においては、農林業者・狩猟従事者を含めた人口減少や高齢化の進展により、人が山林や里山に出入りする頻度・人数が減少したことで、クマの人や人里に対する警戒心が低下している。

特に影響が大きいとされているのが、離農による耕作放棄地の拡大である。耕作放棄地は手入れをせずに放置すると、野生動物にとって絶好の隠れ場所である「藪」となり、クマのほかシカやイノシシなどの野生動物が人里に入り込むことを防止する「緩衝帯」の減少・消失につながる。こうした環境変化は、前節2において、捕獲頭数が増えているにも関わらず、近年、シカとイノシシによる農作物の被害金額が増加していることにもつながっていると考えられる。

また、空き家の増加や住民の高齢化により、住宅敷地内や周辺環境の整備が疎かになり、クマのエサとなる柿・栗等の果実が未収穫のまま放置される等の状況は、人里への警戒心が低下したクマを招き寄せることにつながる。クマは学習能力が極めて高く、人里・農地でエサを確保できた経験を通じて、それらの場所を良質なエサ場として認識する可能性がある。人里・農地に現れるクマのなかには栄養状態の良い太ったクマも確認されており、適切な対策をとらないと、ブナ類の豊凶など山林内の植生状況に関わらず、クマが人里・農地に出没することになりかねない。

## ④ まとめ（人為的要因による影響）

前掲①～③は、いずれも人為的要因と考える。「クマとシカの個体数増加」は、過去の保護・管理施策に加え、人の活動による温暖化の影響が、「山林でのエサ不足」は、スギなどの人工林の増加による広葉樹林の減少や気候

変動によるブナ類の豊凶状況の変化などによる影響が指摘されている。

「中山間地域の環境変化」は、都市部への人口集中・東京一極集中や農林業者の減少という長年の課題に対する施策が、十分に機能しなかった結果である。近年、本来の活動時間ではない昼間に人里・農地に現れ、人を怖がらない・人と遭遇しても逃げない個体が増え、人身被害の増加につながっている。こうしたクマの行動変化には、中山間地域における人の活動量低下が影響していると考えられる。

また、(図表3)に記載のとおり、クマによる農作物被害は金額・面積・量のすべてにおいて「飼料作物」が多く、「イネ」への被害は比較的少ない(前節2(3)参照)。長年続いた米の減反・転作の推進により、地域によっては意図せずにクマが好む農作物(例：デントコーンなどのトウモロコシ類はクマの大好物)の栽培が増えている可能性も考えられる。

### (3) 令和7年度以降の主な対策

令和7年度におけるクマによる人の生活圏への出没や人身被害者数・死亡者数の急増を踏まえ、地域住民の安全確保を最優先に、特に人の生活圏からのクマの排除と周辺地域等における捕獲・駆除に重点を置いた緊急対策がとられている。

#### ① 鳥獣保護管理法の改正による「緊急銃猟」制度の導入

令和7年9月1日以降、人の生命・身体に危害を及ぼすおそれが大きい「危険鳥獣」(ヒグマ・ツキノワグマ・イノシシを指定)が、人の日

常生活圏に出現した場合に、地域住民の安全に十分に配慮した厳格な法定要件を満たすことを条件に、自治体(市町村長)の判断で、人の日常生活圏内での銃猟を実施することができる「緊急銃猟」が導入された。

制度導入後、令和8年3月末までの7か月間で60件もの緊急銃猟が実施<sup>10</sup>されており、新制度として機能している。

#### ② 『クマ被害対策パッケージ』の決定と取組み

クマ対策の協議機関を、従来の「関係省庁による連絡会議」から、内閣官房長官直轄の「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」に格上げし、令和7年11月14日開催の同会議においては、緊急対策を含めた総合的施策として『クマ被害対策パッケージ』<sup>11</sup>を決定した。実効性の高い対策を着実、かつ、段階的に実行するため、取組みの時間軸を3つに区分(緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むこと)し、既存施策の強化と新規施策(例：元警察官・元自衛官への協力要請など)に取り組むこととした。これらの施策を通じて、個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマの棲み分けの実現を目指すとしている。

また、令和8年3月27日開催の同会議においては、2030年度までのクマ被害対策の工程表である『クマ被害対策ロードマップ』(脚注9参照)を決定した。そのなかで、暫定的な目標生息個体数として、現在の推定個体数(前項(2)①を参照)から大幅に削減した「ヒグマ：2034年度に8,200頭、ツキノワグマ：2030年度に31,400頭(4ブロックの目標個体数の合計)」を

10 危険鳥獣の内訳は、「ツキノワグマ：56、ヒグマ：1、イノシシ：3」件であり、実施県の内訳は「北海道：1、秋田：7、岩手：4、宮城：2、山形：17、福島：2、群馬：2、埼玉：1、新潟：15、富山：5、石川：1、福井：3」件である(以下URL参照)。なお、令和8年4月以降も、5月25日時点で既に10件(ツキノワグマ：8、ヒグマ：1、イノシシ：1)の緊急銃猟が実施されている。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kinkyu-jishi.pdf>

11 以下URL参照。 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai\\_taisaku/pdf/countermeasure.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai_taisaku/pdf/countermeasure.pdf)

掲げている。個体数の自然増加率などを考慮すると、目標を達成するためには、今後、多くのクマを捕獲・駆除し続ける必要があり、自治体や実施隊等の関係者の対応負荷は、相当高くなると考える。

## 6. おわりに

シカ・イノシシ・クマといった大型獣による農作物被害増加の背景の一つに、中山間地域の過疎化・高齢化などの環境変化による影響がある。被害防止対策として、電気柵などの機器の設置・整備に加え、地域内・周辺地域の環境整備や人の活動量を増やす等、地域活性化につながる取組みが重要と考える。これらの対策が疎かになると、クマをはじめとする大型獣の市街地への出没が増えると考えられ、都市部の住民は、中山間地域における様々な対策が、市街地の安全・安心につながっていることを理解する必要がある。関係人口として、中山間地域を支える取組みに関与する都市部の住民が増えることを期待したい。

また、農業者が野生鳥獣による農作物被害を受けた場合への「備え」としては、保険料・共済掛金の補助等、国による支援が充実している「収入保険」または「農業共済」への加入が、最も有効な方法と考える。安定的な営農活動を続けていくためにも、加入要件を満たしている農業者の加入がさらに促進することを期待したい。

環境省は、クマに出会わないための対策や出会ってしまった時の対処法をわかりやすくまとめたレポートを作成し、関係者および広く国民に向けて情報発信を行っている<sup>12</sup>。ま

た、農林水産省は、農作業や鳥獣対策を行う際に、クマとの遭遇を防止・回避するための留意点等を簡潔に整理したリーフレットを農業者向けに作成し、注意を喚起している<sup>13</sup>。一人ひとりがこれらのレポートやリーフレットに記載された内容を確認・理解し、基本的な対策・取組みを徹底することが、自らの身を守るとともに、地域全体でクマを寄せ付にくくする環境整備につながる。これらの資材が、職場や様々な組織等を通じて、広く周知・活用されることを期待したい。

令和8年4月以降も、クマによる人身被害や市街地への出没に関する数多くの報道がなされている。クマによる被害を受けるリスクは、影響を及ぼす地域の範囲拡大を含め、より一層増している印象を受ける。クマ問題を短期間で解決することは難しいと考えるが、『クマ被害対策パッケージ』等により強化された対策の効果が、早期に発揮され、クマによる被害がなくなることを祈念する。

(令和8年6月5日記)

### (主な参考資料・情報)

本文および脚注に記載されているものを除く。

HPについては、令和8年5月25日閲覧。

・農林水産省HP『鳥獣被害対策コーナー』に掲載の各種情報

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

・令和7年度農作物鳥獣被害防止対策研修資料『鳥獣被害対策をめぐる事情と行政上の諸対策について』

(令和7年7月9日 農林水産省鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室)

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_kensyu/attach/pdf/tukubakensyu-61.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_kensyu/attach/pdf/tukubakensyu-61.pdf)

12 「クマに出会わないためにできることや出会ってしまった時の対処について」(2026年(令和8年)3月 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-bunseki-r0804.pdf>

13 「農業現場におけるクマ出没等に関する注意喚起リーフレット」(農林水産省)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-18.pdf>

- 
- ・『鳥獣被害対策実施隊の設置等について』（農林水産省 平成28年3月）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/h2803\\_meguji\\_jissitai.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/h2803_meguji_jissitai.pdf)

- ・環境省HP 『野生鳥獣の保護及び管理～人と野生鳥獣の適切な関係の構築に向けて～』に掲載の各種情報

<https://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

- ・『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要』（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/doc/low.pdf>

- ・『特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編） 令和8年度版』（環境省 2026（令和8）年4月）

[https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/R08\\_kumaguideline.pdf](https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/R08_kumaguideline.pdf)

- ・内閣官房HP 『クマ被害対策等に関する関係閣僚会議』に掲載の各種情報

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai\\_taisaku/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai_taisaku/index.html)

- ・『深刻化する野生鳥獣被害に対し社会全体としてどう取り組むべきか～全国自治体調査を通じた「共生圏のリデザイン」への提言』（日本総研）（2025年7月24日（2025年8月1日改定））

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/company/release/2025/0724.pdf>

- ・永幡嘉之『クマはなぜ人里に出てきたのか』旬報社・2024年10月15日初版発行